

○関ケ原町指定居宅介護事業運営規程

平成22年3月31日

訓令甲第14号

(総則)

第1条 この訓令は、関ケ原町（以下「本町」という。）が開設する指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護事業（以下「指定居宅介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅介護事業の目的)

第2条 この指定居宅介護事業は、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修者等（以下「訪問介護員等」という。）が、利用者である障害者（以下「利用者」という。）に対し、常に利用者の立場に立ち、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の訪問介護員等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な指定居宅介護の提供ができるよう務めるものとする。

3 指定居宅介護事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、法及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 関ケ原町ヘルパーステーション

(2) 所在地 関ケ原町大字関ケ原2490番地の29

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

ア 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下「居宅介護計画」という。）を記載した書面（以下「居宅介護計画書」という。）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書を交付する。

イ 居宅介護計画書の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、当該居宅介護計画書を交付する。

ウ 事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 7名(常勤職員2名(サービス提供責任者を含む。)、非常勤職員5名)ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

2 サービス提供責任者を除く職員は、法令に規定する範囲内で事業所の他の職種の職員又は本町の他の機関の職員と兼ねることができる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず必要があるときは、同項に規定するサービス提供日以外の日及びサービス提供時間以外の時間においても指定居宅介護の提供を行う。また、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護の主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、身体障害者(18歳未満の者を除く。)とする。

(指定訪問介護の内容)

第8条 指定居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関すること。

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類脱着の介護

エ 入浴の介護

オ 身体清拭及び洗髪

カ 通院等の介助その他必要な身体介護

キ その他必要な身体介護

(3) 家事の援助に関すること。

ア 調理

イ 衣類の洗濯及び補修

ウ 住居等の清掃及び整理整頓

エ 生活必需品の買物

オ 関係機関との連携

カ その他必要な家事

- (4) 前各号に掲げる便宜に附帯するその他必要な介護、家事、相談及び助言
(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 第11条に規定する通常の指定居宅介護事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要する交通費は、その実費を利用者から徴収する。なお、この場合、事業者の自動車を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- (3) 事業所から片道おおむね10キロメートル以上 400円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その1割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を算定するものとする。この場合において、利用者負担等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の事業の実施区域は、本町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

- 4 指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定居宅介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村が行う報告若しくは文章その他の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して岐阜県知事又は市町村が行う調査に協力するとともに、岐阜県知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害者福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本町は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の各号の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解体体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体的拘束等について)

第16条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ない場合、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

6 この訓令に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令甲第19号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第25号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第28号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。